

論文審査の要旨及び担当者

論文題名

アーカイブズ・アクセス制度に関する日本と中国の比較研究

論文審査の要旨

国ごとのアーカイブズに関する制度は、当該国の統治機構を構成する一部であるとともに、政治・経済・文化の全てを凝縮して映し出す固有な鏡でもある。このため国の成り立ちを異にする日本と中華人民共和国（以下、中国とする）の制度実態を比較することは大きな困難をともなうが、李華瑩氏は各章においてそれを順次に繙くアプローチを行った。アーカイブズの目的は端的に言えば重要記録の〈保存〉と〈利用〉であるが、その後者に対象を限定しつつ、「アクセス」として捉えることを出発点とし、序章では、現在に至る両国の制度の背景と経緯を概観するとともに、以下のように課題設定する。第一章では両国の専門用語の比較検討をおこない、第二章で法制度、第三章ではそれを実施する行政機構と実務について論じる。第四章では国際的なアクセスの原則を検討し、第五章ではその原則を物差しとして両国の諸機関におけるアクセス・システムの比較を具体的におこなう。本論文は、以上のように論議を進めて、両国に共通する背景や課題、及びそれぞれに独自の取り組みと成果を明らかにし、両国においてアーカイブズ・アクセス制度を改善・充実させることに寄与しようとするものである。なおその際、アーカイブズに関する「アクセス」とは、アーカイブズを設置する組織の内部構成員と組織外の一般市民などの利用者がアーカイブズの資料やプログラム等の存在を知ることができ、閲覧、複写、ダウンロード、著作物への掲載等が自由にできることとする。

また、末尾の付録には両国のアーカイブズ学研究者に向けて、「中華人民共和国档案法」（2020年、以下、档案法とする）等の日本語訳、日本の「公文書等の管理に関する法律」（2009年、以下、公文書管理法とする）等の中国語訳を収録して本論を理解する便宜を図っている。以下では内容を見ていきたい。

「第一章 日本と中国におけるアーカイブズ・アクセスに関する主要な用語の比較検討」は、日本のアーカイブズ学と中国においてそれに相当する档案学において、専門用語の異同、法制度における概念の違い等があるため、用語の歴史的出所を含めて比較・検討し、本論における論議の基盤を作るものである。その結果は次の通りである。①英語の *archives*（資料）に最も近いとされる「档案」は、17世紀に倉の明細等を記入した登録簿を指した言葉であり、日本で *archives*（資料）に相当するとされる「特定歴史公文書等」とは異なり、使用頻度の低下した「半現用記録」を含めより広い範囲の歴史記録を指す。②日本における「文書」や「記録」

は中国における「文件」に相当する場合が多く、③日本の「公文書」は中国では「機関文件材料」に相当する。同様に、④「デジタルアーカイブズ」は「数字档案」、「デジタルアーカイブ」は「数字档案馆」に相当すると理解される。

「第二章 日本と中国におけるアーカイブズ・アクセスに関する法規定の特徴」では、法制度の成り立ちの違いを確認した上で、公文書管理法と档案法を中心に検討する。公文書管理法は、国民主権の理念にのっとり、国民への説明責任を全うするために、現用文書の作成から非現用文書の処分（廃棄、移管等）、そして「国立公文書館等」における「特定歴史公文書等」の保存・利用に至るまでをカバーする統一的ルールを定め、公文書等の作成・保存・利用の内容を規定する。レコードスケジュールによる一貫した管理、コンプライアンスの確保方策、国立公文書館等の義務、利用請求権及びその不服審査請求方法の設定、外部有識者の専門的知見を活用する公文書管理委員会の設置、地方公共団体において適正な文書管理施策をおこなう努力義務等に特徴がある。一方、2020年に改正された档案法は、「档案の情報化建設」をめぐる多くの規定を新設し、档案「利用権」の明記、移管される档案の受け取りを档案館が拒否できないことの義務付け、作成から公開までの期間に関する「30年原則」の「25年原則」への変更、档案目録の公開方式の明記、不服申立の権利の明記及びその取り扱い方法の規定等を定めた。こののちは、改正档案法に基づいて実施弁法や関連法令を制定・改正し、アーカイブズ・アクセスに関する法令間の衝突を解消するとともに、「公開を原則とし、非公開を例外とする」という基本理念を貫き、利便性を向上させることが課題になるとする。

「第三章 日本における公文書管理と中国における档案管理の機構・実務等の行政基本制度」では、日本の公文書館及び中国の档案館における公文書等管理の基本制度とその実態について検討する。国の政治制度によって行政機構におけるアーカイブズ管理部門のあり方は大きく異なる。日本の特徴は、国立公文書館等と地方自治体が設置する公文書館等のそれぞれにおいて管理権限が基本的に別々であり、並列管理型となっていること、一方、中国の特徴は最高档案管理机构「国家档案局」が頂点となる中央集権型（ピラミッド型）になっており、同局は全国の档案館に対して命令等を発出することができる。次にいわゆる文書管理のあり方について、中国では電子的な档案管理方法として従来「双軌制」（最初から紙文書と電子ファイルを作り管理する）と「双套制」（途中で紙文書を電子化し、両方を使用する）が運用されてきたが、新たなモデルである「単軌制」（電子ファイルのみで一貫した管理をする）の実施に積極的に取り組んでいることが紹介される。21世紀のグローバルな情報アクセス環境の中において紙文書が消えていく可能性が高いのであり、その際に、「非現用」となり、かつアーカイブズとなるデジタルの重要記録を如何にして持続的に管理していくか、またそれに対応して行政機構をどのように変革していくかということが今後の最重要課題であるとする。

「第四章 ICA の『アーカイブズのアクセス原則』に基づく日本と中国のアーカイブズ・アクセス制度の比較検討」では、国際アーカイブズ会議：ICA の「アーカイブズのアクセス原則」（2012年）及び「（同原則を実行するための）利用制限を伴うアーカイブズの管理に関する専門的手引」（2014年）に基づき、十箇条の原則を検討し整理したうえで、①利用者の権利、②アクセスの業務処理に関するアーキビスト（中国では档案工作者という）の職務、③利用者に対

象とするアーキビストの職務の大きく三つの面をめぐり論議を進めた。①については、日本では公文書管理法（2009年）、中国では档案法（2020年）のなかで国民がアーカイブズにアクセスできる権利及び不服申し立ての権利を規定したことを確認する。ただし、中国の現状では、個人の利用申請を受け付けていない事例がある。②について、最も特徴的なことは、中国においてアーキビストが公開にかかわる事務手続きの煩雑さを理由に公開の手続きを断ると、昇級や給与等に直接に影響を及ぼすことである。また、アーキビストがアクセス許可の意思決定に参加することに関しては、日本では有識者会議として「公文書管理委員会」をもち、またアーキビストは利用審査を行うが、中国の档案工作者についてはそのようなシステムや手続きが存在しないことである。③については、利用者を対象とするアーキビストの職務について、日本では、アーカイブズ機関が保有する情報を最大限に公開し、かつ個人情報やプライバシー等の保護を最大限に行なうという条項が散見されるのに対して、中国においては「最大限に公開する」という原則が掲げられていない。例えば、建国以降に作成され、中央档案馆に保存されている档案については、「30年原則」より秘密保持の規定が優先される。また、アクセスに関するサービス料金の徴収に関して、現在両国では料金を徴収していないが、中国においては档案馆の施設・档案利用の費用徴収が2013年に、人事档案の保管費、査閲費、証明書発行費等の徴収が2018年に中止された経緯を明らかにしている。

「第五章 ISDIAH に基づく日本と中国におけるアクセスの実例の記述及び考察」は、ISDIAH（「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」、ICA、2008年）に依拠して日本の国立公文書館、京都府立京都学・歴史館（以下、歴史館とする）、中国の第一歴史档案馆及び上海市档案馆の四つのアーカイブズ機関を記述した上、特にアクセス領域及び複製サービス領域に注目して、①利用資格、②オンライン・アクセス、③複製サービス、④取り寄せ、⑤資料利用の利便性、⑥開館時間及びバリアフリーという6つの点について比較し、特徴を捉えようとする。①について、日本の両機関に入館する際に利用資格が問われることはないが、第一歴史档案馆に通じる故宫博物院西華門、及び上海市档案局(館)に入る際には紹介状が必要とされる。②は、第一歴史档案馆を除き、国立公文書館、歴史館及び上海市档案馆のWebサイトで一部の行政文書や歴史公文書等のデジタル画像全文を閲覧することができる。上海市档案馆Webサイトで提供されるデジタル画像にはウォーターマークがあり、利用に支障をきたすことがある。③について、上海市档案馆は複製サービスを提供しない理由を説明していない部分があった。④は、取り寄せ時間が一番短いのは、当日取り寄せができる上海市档案馆であった。⑤については、中国の第一歴史档案馆及び上海市档案馆より、複数館が連携し所蔵資料の横断検索ができる国立公文書館の資源共有システム、公文書等だけでなく、図書や雑誌等資料、東寺百合文書をはじめとする古文書類、「陽明文庫」のデジタル資料及びその他の京都関係資料が利用できる歴史館が、利便性が高いと評価する。⑥について、開館時間の最長は歴史館、最短は国立公文書館であり、この両館はそれぞれバリアフリーの施設・設備がある。中国の両館におけるバリアフリー対応はこれからの課題であるとする。

「第六章 終章」では、各章において専門用語、法規定、行政管理制度及びその実務と実態等を具体的に比較・検討したことを通して、新たに発見したり、再認識したりする点は多くあ

り、欧米だけでなく、両国における相互の経験・実績を参考にしてアーカイブズ・アクセスをより充実させることが重要であるとする。例えば、中国の档案法には具体的かつ詳細な罰則規定があるのに対して公文書管理法には罰則規定が存在しない。逆に档案法には、デジタル管理の時代に不可欠とされる文書の作成に関する規定が存在せず、各所の下位規程に委ねられているのに対し、公文書管理法では作成について章を立てて規定している。これらの相違点は、いずれかを採用すればよいということにはならないが、グローバルな情報管理の世界においては参照することが有効であることは言を俟たない。残された課題として、デジタルアーカイブズの構築とアクセス・サービスの関係論、アクセスの実務を担い、時代の変化に合わせて業務・システム・機構を改善して行く新しいアーキビストの養成論があるとする。

審査においては、李華瑩氏のこれまでの研究展開の経緯、先行研究の理解、法律・規則の解釈、アーカイブズ・アクセスをめぐる事実関係、アーカイブズ資料の取扱い方法、残された課題と展望等をめぐって質疑応答を行った。審査員たちが特に評価したのは、第一に、2016年の档案法制定から数次にわたる改正案の修正を経て2020年の新档案法に至る論議を詳細に検討し、情報管理のグローバル化が急速に進む中で中国がアーカイブズ・アクセス制度を本格的に整備しようとしている姿を初めて克明に描き出したこと、第二に、国際的に信頼されているアクセスに関する原則や、アーカイブズ所蔵機関を記述する国際標準を使いこなして本論文の骨組みを作ったこと、第三に、その原則を媒介として両国のアクセスの制度・実態を浮かび上がらせ、例えば、両国が同様のアーカイブズ利用請求権と不服審査請求権に論議の焦点をあてていたことなど、多くの新しい発見と知識をもたらしたことである。

以上により、審査員一同は、李華瑩氏の学位申請論文が、現代におけるアーカイブズ学研究の重要なテーマを捉え、科学的方法により検討・考察を加えた優れた論文であり、博士（アーカイブズ学）の学位を授与するにふさわしい学術的価値があると全員一致で判断した。

論文審査主査	保坂	裕興	教授
	武内	房司	教授
	久保山	哲二	教授
	下重	直樹	准教授